

天眼鏡

畜政も農政と一体的に議論すべき時代

食料・農業・農村基本法の改正案は、5月29日の参議院本会議で可決・成立した。中身は安全保障や環境との調和等についての理念と施策、農福連携や多様な農業者等の新たな動きに対応した施策も一部盛り込まれた。しかしながら担い手の不足、農地の減少等が進行し、日本農業が存続の危機にまで追い込まれている情勢下、既存の効率化・大規模化の基本路線に変わりはなく、輸出を大きく位置づけるとともに、肝心の所得補償の議論は避けて合理的価格の形成を先行させ、またスマート技術やゲノム編集等の先端技術、農産物の付加価値向上への取組みが強調されたものとなっており、日本農業の再生を期待できるような中身とは程遠い。

今般の諸資材高騰にともなう経営難からこれを機に農業を取り止める人も多く、さらに団塊の世代の引退は始まっており、5年、10年内でのその大量引退は必至だ。一方、基本法のあり方についてのあらためての抜本的な見直し論議は10年以上は先とならざるを得ないことを勘案すると、日本農業は再生のラストチャンス逃してしまったのではないかと懸念する。

まことに残念至極ではあるが、衆議院、参議院での議論・審議を通じて日本農業の問題点や必要な施策が鮮明にされたことは特記しておきたい。参議院での付帯決議を見ると、その前文では「食料自給率は一度も目標が達成されたことがない。」との率直な反省が書き込まれるとともに、農業所得の向上、障害者等も貴重な農業人材であること、食育の重要性、人権の尊重やアニマルウェルフェア、生物多様性の保全、有機農業の推進、安定的な種子の供給、都市農業の推進等が明記されている。付帯決議そのものには法的効力はなく、見方によっては改正法に反映されなかった野党の主張が、不満のはけ口として記録として残されたにすぎないとみることもできないではない。しかしながらあるべき日本農業の方向に向けて、今回改正法では足らざる諸点が明確にされたことの意義は大きい。

このように法律の策定や改定に結びつかなかったとしても、国会での審議を通じて問題の構図が浮き彫りにされ、そのために必要な施策が議論され整理されることはきわめて重要なことであり、国会での審議が持つ大きな役割でもある。ただし、マスコミがなかなか記事にしないという別の問題はある。

付帯決議に関連してもう一つ残念に思われたのが基本法改正論議で畜産が取り上げられることがほとんどなかったことである。畜産の産出額は3.5兆円（2022年数値。以下同じ）と農業産出額9.0兆円の38.9%を占め、米の1.4兆円、野菜の2.2兆円を上回る。その畜産は酪農危機に象徴されるように存続の危機に晒されている。畜産の将来を確保していくためにも、担い手の確保や農地・草地の活用、耕畜連携等、農業と畜産を一体化した議論が展開されてしかるべき情勢にある。またSDGsが叫ばれる中、畜産が抱える屠畜や副産物の処理等は、環境変化等から原皮業者等の経営は“瀕死の重傷”状態にあり、また困難化している施設の更新や用地の確保等が大課題になっている。

形としては農政審議会の中に畜産部会が設けられており、畜産部会での議論は基本法改正に反映されることになっているのであろう。しかしながら、畜産政策は2020年に設けられた「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」が指針とされており、基本法と連動する関係にはない。

畜産には独特な問題もあって別扱いにされて来た歴史があるようにも推測されるが、もはや時代にそぐわないのではないのか。国会の審議を通じて抱えている問題、構図を明らかにし、国民に実情を知ってもらうことが先決ではないか。農林水産省、国会議員だけでなく、関係する団体も国会審議を重視していく姿勢を確認するところから再スタートすべきであると考え。

（農的社会デザイン研究所 代表 蔦谷栄一）